明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**五三九）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**五四〇）
二　○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**五四一）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**同**五四二）
三　○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**同**五四三）
○不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件（**同**五四四）
四　○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（**同**五四五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一二一一）
五　○祇苗島鳥獣保護区を指定した件（**環境**七〇）
○祇苗島特別保護地区を指定した件（**同**七一）
六　○大野原島鳥獣保護区を指定した件（**同**七二）
七　○大野原島特別保護地区を指定した件（**同**七三）
○佐潟鳥獣保護区を更新した件（**同**七四）
○冠島・沓島鳥獣保護区を指定した件（**同**七五）
八　○冠島・沓島特別保護地区を指定した件（**同**七六）
○枇榔島鳥獣保護区を指定した件（**同**七七）
○枇榔島特別保護地区を指定した件（**同**七八）
九　○与那国鳥獣保護区を指定した件（**同**七九）
○与那国特別保護地区を指定した件（**同**八〇）
一〇　○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**三八五）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一九、一二〇）

〔国会事項〕

一二　内閣

〔人事異動〕

一二　〔皇室事項〕

一二　〔官庁報告〕

一二　労働

最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示三、大阪同七、兵庫同五、六、沖縄同二）

一二　国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

官庁
監査法人処分、押収物還付、財団関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

告示

○法務省告示第五百三十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十一月十三日から効力を生ずる。

平成二十二年十月二十七日

法務大臣　柳田　稔

埼玉県蕨市長
大阪府泉南郡田尻町長

○法務省告示第五百四十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年十一月一日から効力を生ずる。

平成二十二年十月二十七日

法務大臣　柳田　稔

東京法務局所属　高井　新二
大阪法務局所属　岩永　建保

○法務省告示第五百四十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月二十七日

法務大臣　柳田　稔

認証紛争解決事業者の名称及び住所
高知県土地家屋調査士会
高知県高知市越前町二丁目七番十一号

認証年月日
平成二十二年十月十二日

○法務省告示第五百四十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月二十七日

法務大臣　柳田　稔